定　　款

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄　定款

第１章　総　則

（名称）

第１条　本法人は、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄と称し、英文では General Incorporated Association University Consortium Okinawa と表示する。

（事務所）

第２条　本法人の主たる事務所を沖縄県中頭郡西原町に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　本法人は、沖縄県内の大学が、相互に建学の精神を尊重しつつ、有機的連携により教育研究を一層充実発展させ、また産学官の連携により地域社会の活性化と発展に貢献することを目的とする。

（事業）

第４条　本法人は、前条の目的に資するため次の事業を行う。

1. グローバル人材の育成
2. 単位互換
3. 学生間の連携・交流
4. 共同研究
5. 教職員の研修、交流及び情報交換
6. 小中高大連携活動
7. 公開講座（県民フォーラム・出前講座）
8. 産学官連携
9. 各種の地域社会貢献
10. その他前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

第３章　社　員

（会員）

第５条　本法人は、次の会員をもって構成する。

（１）　正会員　本法人の目的に賛同して入会した沖縄県に所在する大学、短期大学、及び高等専門学校

（２）　賛助会員　本法人の目的に賛同し、その事業を支援する組織または団体

２　前条の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）
第６条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、本法人所定の入会申込書により申し込み、全理事の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。
（会費）
第７条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
２　賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
（任意退会）
第８条 会員は、本法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
（除名）
第９条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）
第１０条 前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 第７条の納入義務を３年以上履行しなかったとき。
2. 総正会員が同意したとき。
3. 死亡し、又は解散したとき。

第４章　社員総会

（構成）
第１１条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。
（開催）
第１２条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。
（開催地）
第１３条 社員総会は、原則として主たる事務所の所在地において開催する。
（招集）
第１４条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
２ 社員総会の招集通知は、会日より１週間前までに社員に対して発する。

（議長）
第１５条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。
（議決権）
第１６条 社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。
（決議）
第１７条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
２ 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
⑴ 会員の除名
⑵ 理事の解任
⑶ 定款の変更
⑷ 解散及び残余財産の処分
⑸ 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
⑹ 基本財産の処分
⑺ その他法令又はこの定款で定める事項
３ 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。
（代理）
第１８条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を本法人に提出しなければならない。
（決議・報告の省略）
第１９条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
２ 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。
（議事録）
第２０条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第１１条第３項及び第４項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

（社員総会規則）
第２１条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第５章 理事及び顧問

（理事）
第２２条 本法人の理事の員数は、２名以上とする。
２ 理事は、社員総会の決議によって選任する。
（代表理事等）
第２３条 理事のうち、１名を代表理事、１名を副代表理事とする。
２ 代表理事は、社員総会の決議によって選定する。
３ 副代表理事は、代表理事が指名する者とする。
（理事の任期）
第２４条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
２ 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
（理事の職務及び権限）
第２５条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
２ 代表理事は、本法人を代表し、その業務を統括する。
（解任）
第２６条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。
（顧問）
第２７条 本法人に顧問を置くことができる。
２ 顧問は、代表理事が指名する者とする。
（報酬等）
第２８条 理事及び顧問の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第６章 資産及び会計

（事業年度）
第２９条 本法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。
（事業計画及び収支予算）
第３０条 本法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２ 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
３ 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
（剰余金の不分配）
第３１条　この法人は、剰余金の分配を行わない。

第７章 事務局

（事務局）
第３２条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２ 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３ 事務局長及び重要な職員は、全理事の承認を得て代表理事が任免する。
４ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第８章　定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）
第３３条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議によって変更することができる。
（合併等）
第３４条 本法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の３分の２以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。
（解散）
第３５条 本法人は、一般法人法第１４８条第４号から第７号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議により解散することができる。
（残余財産の帰属）
第３６条　この法人が、清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章 公告の方法

（公告の方法）
第３７条 本法人の公告は、本法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第１０章　附則

（最初の事業年度）

第３８条 本法人の設立初年度の事業年度は、本法人の成立の日から平成２７年３月３１日までとする。

（設立時の役員等）

第３９条 本法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次に掲げる者とする。

設立時理事　ドーファン・ジョナサン・マニ
山里　勝己
大城　肇
大城　保
鎌田　佐多子
伊東　繁
仲地　博
中原　俊明
瀬名波　榮喜

設立時代表理事
※住所の記載については、削除している。
瀬名波　榮喜

（設立時社員の名称及び住所）

第４０条 設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

沖縄県国頭郡恩納村字谷茶１９１９番地１
設立時社員　学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
沖縄県名護市字為又１２２０番地の１
設立時社員　公立大学法人名桜大学
沖縄県中頭郡西原町字千原１番地
設立時社員　国立大学法人琉球大学
沖縄県宜野湾市宜野湾二丁目６番１号
設立時社員　学校法人沖縄国際大学
沖縄県那覇市長田二丁目２番２１号
設立時社員　学校法人嘉数女子学園
東京都八王子市東浅川町７０１番２
設立時社員　独立行政法人国立高等専門学校機構
沖縄県那覇市字国場５５５番地
設立時社員　学校法人沖縄大学
沖縄県中頭郡西原町字翁長７７７番地
設立時社員　学校法人沖縄キリスト教学院

（設立時の顧問・事務局長）

第４１条　本法人の設立時の顧問及び事務局長は、次に掲げる者とする。

顧　　問　ロバート・バックマン

事務局長　日笠　誠

（法令の準拠）

第４２条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附　則（平成２６年９月２６日）

この定款は、平成２６年９月２６日から施行する。

附　則（令和２年６月１９日）

この定款は、令和２年６月１９日から施行する。